



健康食品の送りつけに注意

頼んでいないのに

強引に「送る」という電話が…

Aさんのケース（80歳 女性）

ある日突然、一人暮らしのAさん宅に男の声で電話がかかってきた。

男は、「以前、ご注文いただいた健康食品を今日発送するので代金引換で受け取ってください。代金は2万円です」と言う。Aさんは、その業者も、健康食品を注文した覚えもまったくなかった。

Aさんが「頼んだ覚えはないですけど…」と答えると男は「そんなはずはない！あなたが注文した時の電話録音もあるし、特注の商品なんだから受け取ってもらわなければ困る！」と声を荒げてきた。恐ろしくなったAさんは受け取りを了解し、後日、届いた荷物を受け取り、2万円を

払ってしまった。

3日後、民生委員のNさんがAさん宅を訪問すると、未開封のまま放置してある健康食品の箱に気づいた。

Aさんから事情を聞いたNさんは、送付状に書かれていた業者の連絡先に電話をしたが、つながらなかった。



送りつけて代金請求

悪質な販売手口

きっかけ

「以前、注文を受けた商品を送る」などと電話をかけます。

さらけ

脅したり、泣き落とすなどして購入を承諾させようとします。

アドバイス

注文した覚えがなければ、はつきり断りましょう。

商品が送られてきても、代金は支払わずに受取拒否をしましょう。

受け取ってしまったても、商品を開封しない・使用しないようにしましょう。

念のため、業者名、電話番号、住所を控えておきましょう。

クーリング・オフや解約できる場合もありますので、すぐに消費生活相談窓口にご相談ください。

見守りのポイント

高齢者本人が「よくわからない」という配達物などを見かけたら、事情を聞いてみましょう。



主なリコール製品

商品	販売期間	事業者名	連絡先
温水洗浄便座	1982～1998年	アイシン精機(株)	0120-33-0056
石油ストーブ	1987～2000年	(株)コロナ	0120-623-238
電子レンジ	1988～1993年	松下住設機器(株)	0120-871-682
電気カーペット	1992～2005年	松下電工(株)	0120-550-703

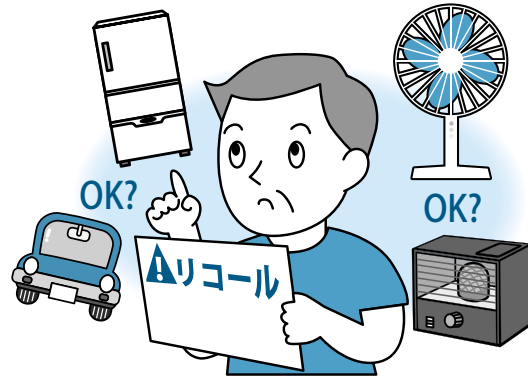
このほかにも、まだまだリコール製品があります。リコール対象製品の情報は、消費者庁のホームページ、事業者のホームページ、テレビCM、新聞広告、チラシ、ポスターなどで公表されます。こまめに確認しましょう。

消費者庁 HP : <http://www.recall.go.jp>

リコールとは、製品に欠陥が見つかった場合に、製造者・販売者が無料で実施する回収・修理・交換のことです。

しかし、リコール対象の製品だと知らずに使い続け、ケガや死亡事故が発生するケースが後を絶ちません。

事故を防ぐために、お宅にリコール製品がないか確認してください。



お宅に
ありませんか?

リコール製品

消費生活の

お～え～ん～ふ

店で買った洋服を帰宅後に改めて見たら似合わない気がしたので返品しに行ったところが断られたが、なぜだろ? という声を聞きます。

何で返品できないの? ～契約～

お～え～ん～ふ

契約は、原則として一方が勝手に変更したり、やめたりはできません。不良品などを除き、返品・交換は店側のサービスであり、義務ではないのです。

「グリーンング・オフすればよい」と思われがちですが、買い手が自分で店に買いに行き、自由に商品を選んで購入(契約)した場合には適用できません。

ですから、普段の買い物でも、購入(契約)する前に本当に必要なかをよく考えることが大切です。

暮らしに ちよつと役立つ 豆知識 食中毒を防ごう ～「まな板」の殺菌～

お湯で殺菌消毒するときは、
汚れをよく落としてから熱湯でするべし。

- 肉・魚の脂をよく落としてからお湯をかけないと、脂が固まって余計ベタベタになります。
- 給湯器や水道から出てくる、手で触れられる温度のお湯では、消毒効果はありません。

埼玉県消費生活支援センター 相談窓口

川 口 : ☎ 048-261-0999
春日部 : ☎ 048-734-0999

川 越 : ☎ 049-247-0888
熊 谷 : ☎ 048-524-0999

困った時には
まず相談



【受付時間】：9：00～16：00（月～金）川口は土曜日を受け付けています
祝日・12月29日～1月3日を除く ※お住まいの市町村の窓口もご利用ください

彩の国暮らしレポートについてご意見、ご感想、お気づきの点等ございましたらお寄せください。